

宿泊税導入に関する提言書

令和8年1月15日

富士河口湖町長 渡辺 英之 様

富士河口湖町宿泊税検討委員会
委員長 梅川 智也

全国的に人口減少や少子高齢化が進み、地域経済活動の縮小が懸念される中、交流人口を拡大させ、地域経済に大きく貢献する観光振興の重要性がより一層高まっている。また、日々変化する観光ニーズへの対応や国内外を問わず観光地間の競争が激化する中、観光地としての魅力を高めていくことが必要である。

そのような中、富士河口湖町においては『富士河口湖町観光立町推進条例』に掲げる観光立町を実現するべく、各種施策を講じてきた。しかしながら、様々な社会状況が変化する中においては、さらなる観光施策の充実が求められており、受入環境の整備や観光事業の強化など、多様化するニーズや価値観への対応が重要な課題である。富士河口湖町では、健全な財政運営を推進するため、町税等の徴収率向上やふるさと納税制度の活用などにより、安定的な財源確保に努めてきたが、人口や税収の減少などの要因から自主財源の減少が今後想定され、富士河口湖町が魅力あふれる観光地として発展していくためには、観光振興や観光まちづくりなど観光業の活性化に取り組んでいく必要がある。そのためには新たな観光財源の確保が必要となることから、本検討委員会にて宿泊税導入について検討をおこなった。その結果、同制度を早急に導入するように下記のとおり提言する。

記

1.宿泊税の使途について

以下の4つの視点に合致する事業に対し、宿泊税を充当することを提言する。

- ①観光客の体験価値の向上・維持
- ②持続的な観光産業の構築
- ③観光と地域社会の共存・町民生活の向上（オーバーツーリズム対策等）
- ④地域固有の価値の保全・継承

2.宿泊税の税制度概要について

本委員会での議論の結果、以下の通り税制概要を提言する。

課税客体	町内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付）
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付
税額（税率）	宿泊者1人1泊あたり 定額200円
免税点	設けない
課税免除	修学旅行その他学校行事
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し（施行後問題が生じた場合は見直しを検討）
特別奨励金	宿泊税納入金額の2.5～3.0%（導入後5年間は特例措置+0.5%）

3.その他の留意すること

- 宿泊税を導入するにあたっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者に理解・納得していただけるよう、使途の透明性の確保を図ること。
- 本検討委員会が示した提言については、整理と検討を丁寧に進め、内容を精査した上で宿泊税の使途及び課税要件等を決定すること。
- 導入後も引き続き観光振興の効果について検証を行い、社会情勢や富士河口湖町の観光を取り巻く状況などに関する幅広い関係者の意見を踏まえ、見直し等の必要な措置を講ずること。
- 特別徴収義務者となる宿泊事業者においては、宿泊税の導入により負担増となるため、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していくこと。
- 宿泊税を充当する事業の方向性を明確化し、関係者間で認識を共有できるように、必要に応じて「富士河口湖町観光立町推進基本計画」の見直しを図ること。
- 宿泊税をより有効に活用し得る体制や仕組みについても引き続き検討を進め、必要に応じて対応を講じること。